

平成 30 年 9 月 7 日
四国電力株式会社

託送供給等約款変更に係る届出について

当社は、本日、電気事業法第 18 条第 5 項の規定に基づき、「託送供給等約款」の変更に係る届出を経済産業大臣に行いましたのでお知らせいたします。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、今回、平成 30 年 10 月 1 日から地域間連系線の利用ルールが変更されることを踏まえ、見直しを行いました。

地域間連系線利用ルールの変更内容

連系線容量（利用枠）の割り当て方法について、現行の連系線利用計画の提出順に基づく「先着優先」を日本卸電力取引所のスポット市場で約定した事業者へ割り当てる「間接オークション」に変更。

託送供給等約款の主な変更内容は以下のとおりです。

1. 連系線利用計画の提出に関連する供給条件の削除

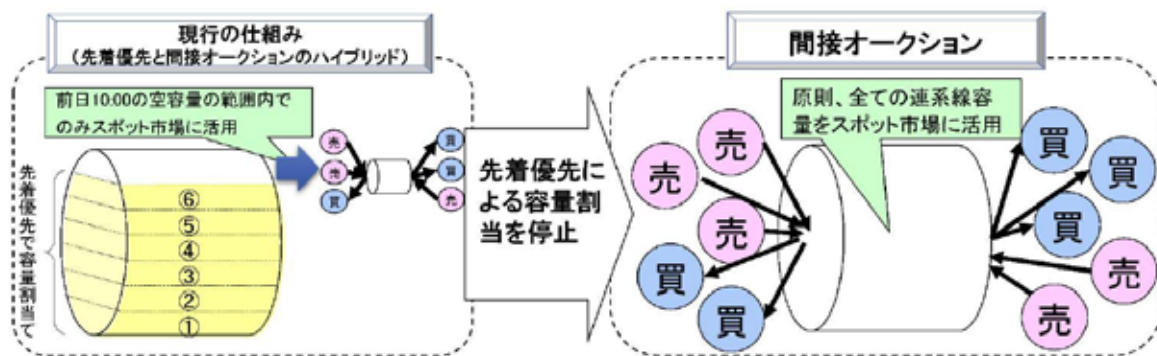
連系線利用計画の提出が不要となることから、関連する供給条件を削除いたしました。

2. 変更賦課金に関連する供給条件の削除

連系線容量（利用枠）の空おさえ防止を目的として設定している変更賦課金が、連系線利用計画の廃止に伴い不要となることから、同賦課金に関連する供給条件を削除いたしました。

なお、細目的事項を定めた変更賦課金要綱についても併せて廃止いたします。

< 参考：地域間連系線利用ルール見直しのイメージ >



(出典：総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第 3 回制度検討作業部会 資料 4)

・詳細については、電力広域的運営推進機関の「連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会（第 1 回）」資料をご参照ください。

[https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2017/implicit_setsumeikai_shiryu.html]

以上